

令和4年度  
横浜市環境衛生業務実施結果



横浜市保健所

# 環境衛生業務実施結果目次

	項目	ページ
I	はじめに	2
II	実施期間	2
III	重点取組事項	3
1	公衆浴場法施行条例等改正の周知啓発指導	3
2	環境衛生関係施設等における新型コロナウイルス感染防止対策	6
3	蚊媒介感染症対策	7
IV	監視指導業務	9
V	感染症対策業務	15
VI	環境衛生関係の相談対応や啓発	17
VII	自主衛生管理の推進	18
VIII	調査・啓発事業	18
IX	今後の取組について	18



# 令和4年度 横浜市環境衛生業務実施結果

## I はじめに

横浜市保健所では、安全で快適な市民生活を確保するため、毎年度、「横浜市環境衛生業務実施計画」を策定し、業務を実施しています。

令和4年度は、「公衆浴場法施行条例等改正の周知啓発」、「環境衛生関係施設等における新型コロナウイルス感染症拡大防止対策」、「蚊媒介感染症対策」を重点取組事項としました。これら重点的な取組に加え、市民の皆様の日常生活に密接な関係のある理容所、美容所、クリーニング所や公衆浴場等への監視指導、住まいの衛生やねずみ・衛生害虫等に係る相談対応を行いました。

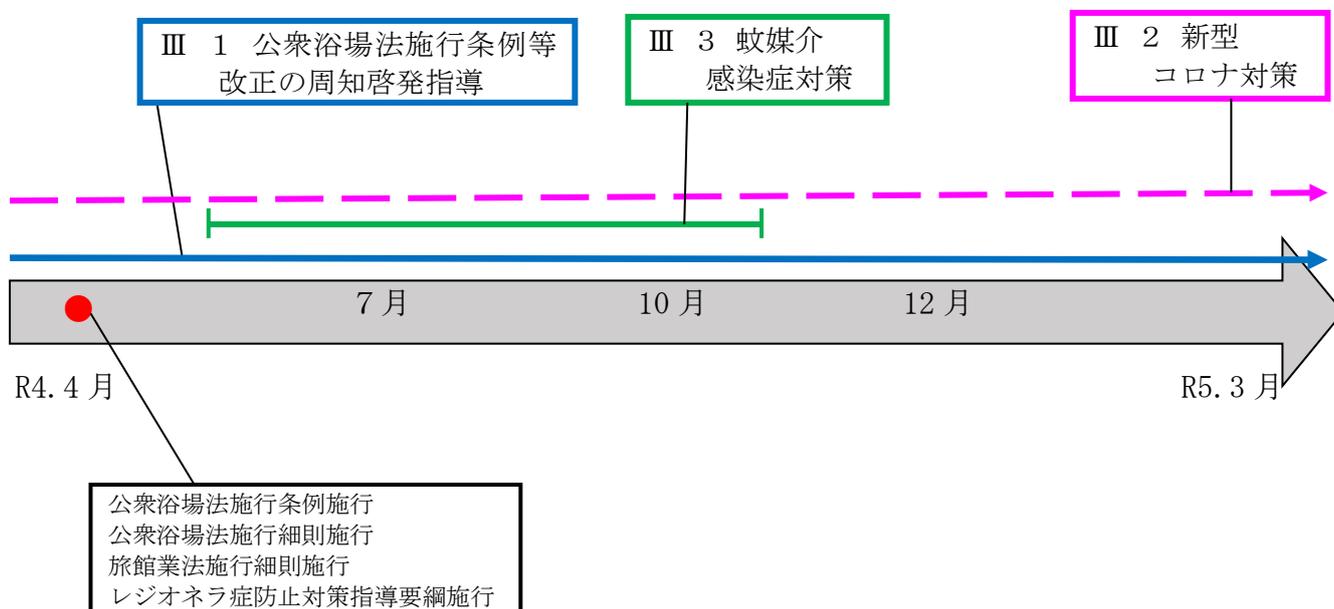
また、これまで市役所市民情報センターと各区の福祉保健センター生活衛生課窓口で配架情報として提供していた営業施設に関する情報を、令和4年10月から横浜市ホームページでオープンデータとして提供するようになりました。

令和4年度の業務実施計画に基づく実施結果についてお知らせします。

## II 実施期間

令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

<主な取組>



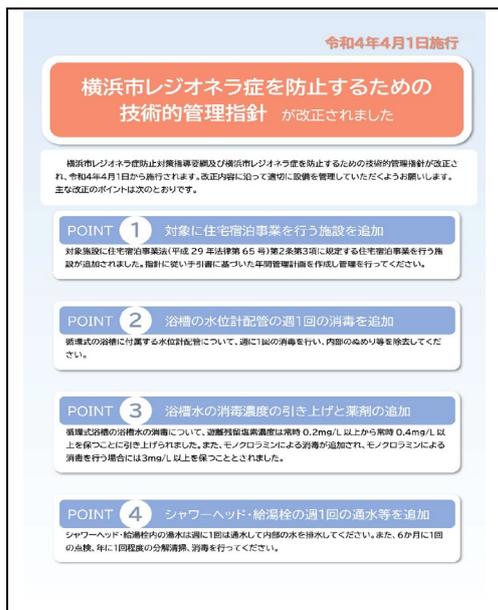


(2) 社会福祉施設・公共施設への改正内容の周知

令和4年度に横浜市レジオネラ症防止対策指導要綱を改正し、レジオネラ症防止対策の徹底と要綱の改正について、高齢者が利用する社会福祉施設や公共施設を対象にチラシを用いて啓発を行いました。

表2 社会福祉施設等への啓発件数（延べ施設数）

種類	啓発施設数	合計	
社会福祉施設	特別養護老人ホーム	104	464
	介護老人保健施設	56	
	有料老人ホーム	169	
	ショートステイセンター	7	
	その他	128	
公共施設 (建築物における衛生的環境の確保に関する法律第2条に規定する特定建築物を除く)		69	



(表)



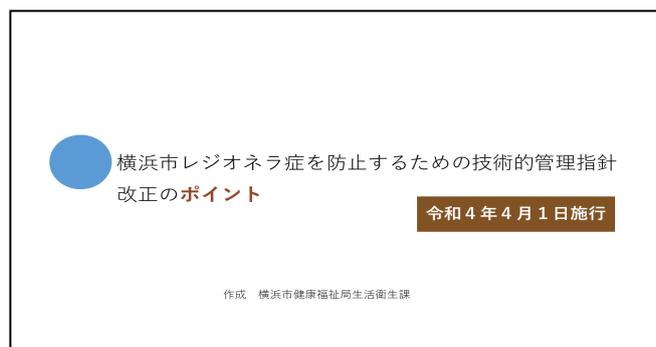
(裏)

啓発用チラシ「横浜市レジオネラ症を防止するための技術的管理指針が改正されました」

## 横浜市レジオネラ症防止対策指導要綱

横浜市では、「横浜市レジオネラ症防止対策指導要綱」を定め、多数の方が利用する公共施設や社会福祉施設、病院等で利用されるレジオネラ属菌が繁殖しやすい設備の維持管理基準を定め、衛生管理の啓発・指導を行っています。

令和4年度には循環式浴槽の水位計配管の消毒、中央循環式給湯設備の湯の滞留防止措置など、レジオネラ属菌が繁殖するリスクの高い対象設備について、新たな管理基準を設けました。



啓発動画のご視聴はこちら  
(外部サイト)



啓発動画「横浜市レジオネラ症を防止するための技術的管理指針改正のポイント」

### (3) 病院施設の立入調査・配管の確認指導

横浜市レジオネラ症防止対策指導要綱の改正について、病院施設に周知啓発を行いました。さらに、令和2年度に発生したレジオネラ症の院内感染事例を踏まえ、市内の病院へ立入調査を行い、レジオネラ属菌が繁殖するリスクの高い中央循環式給湯設備について、不要配管等のレジオネラ症のリスクの啓発や配管図面の保管状況の確認を行いました。

表3 病院への立入調査・啓発件数（延べ施設数）

内容	施設数
啓発件数	90
立入調査件数	51
うち中央循環式給湯設備への指導件数	19

## 2 環境衛生関係施設等における新型コロナウイルス感染拡大防止対策

令和4年度も新型コロナウイルス感染症の大規模な流行が収束せず、環境衛生関係施設等においては社会経済活動を維持しつつ、適切な感染防止対策を実施することが引き続き求められました。

新型コロナウイルス感染症拡大防止のために、関係団体等が作成した「新型コロナウイルス感染症の拡大防止のための業種別ガイドライン」、消毒方法や換気方法についての啓発チラシを郵送等により配布し、啓発指導を行いました(表4)。また、換気状況の把握のためCO<sub>2</sub>モニターについて案内するとともに、必要に応じて施設内のCO<sub>2</sub>濃度を測定し、実態に即した換気方法について助言しました(表5)。

表4 営業施設等への感染症防止対策の啓発指導件数

業種	郵送等による啓発件数	
	業種別ガイドライン	その他 (消毒方法、換気方法等)
旅館・ホテル	3	36
興行場	3	6
公衆浴場	1	41
理容所	85	251
美容所	109	466
クリーニング所	13	121
プール	0	20
特定建築物	31※	551
社会福祉施設・公共施設	一※	478
その他	1	20
合計	246	1,990

※対応する業種別ガイドラインが作成されていない業種

表5 CO<sub>2</sub>モニター関係の実績

CO <sub>2</sub> モニターに関する相談件数	120
CO <sub>2</sub> モニターによる測定延べ施設数	96

新型コロナウイルス感染拡大防止のため  
**換気をしましょう**

季節に応じた換気の方法

室内の空気環境の確認

窓開けによる換気

新型コロナウイルス感染症の予防法・消毒法

1 感染経路について

2 家庭や職場内の清掃について

消毒薬の使い方

ペットボトルを利用した二次感染防止剤の希釈方法

啓発用チラシ「換気をしましょう」(左)、「新型コロナウイルス感染症の予防法・消毒法」(右)

### 3 蚊媒介感染症対策

蚊が媒介する感染症には、デング熱やジカウイルス感染症（ジカ熱）、チクングニア熱、ウエストナイル熱などの輸入感染症<sup>※1</sup>や日本脳炎など様々な種類があります。

このような蚊媒介感染症を予防するため、市民の皆様に向けて蚊媒介感染症に関する周知・啓発を行いました。また、感染リスクの把握のため、蚊媒介感染症のサーベイランス<sup>※2</sup>事業、職員向けに蚊媒介感染症発生時の対応訓練及び蚊の生息調査方法のひとつである人おとり法の実地訓練を実施しました。

※1 日本国内に存在しない、または発生が少なく流行していない病原体が海外から持ち込まれることで発生する感染症

※2 感染症等の発生状況を継続的に調査、監視すること

#### (1) 蚊媒介感染症予防に関する市民の皆様への周知・啓発

令和4年度は、蚊が主に発生する夏季において、新型コロナウイルス感染症の流行に伴う日本への入国制限措置等がなされていましたが、蚊媒介感染症の防止には蚊を増やさない・蚊に刺されない対策の継続的な実施が重要であることから、市営地下鉄車内のデジタルサイネージ、チラシ、ホームページ等を活用し市民の皆様へ広く啓発を行いました。



啓発用ポスター  
「蚊を増やさない・蚊に刺されない」

#### (2) 蚊媒介感染症サーベイランス事業

蚊の生息状況を把握するとともに、蚊媒介感染症のウイルスを保有する蚊が生息していないかを調査するため、市内の公園等で蚊の捕獲を行い、蚊媒介感染症ウイルスの保有状況について調査を行いました（表6）。

調査の結果、捕獲された蚊から蚊媒介感染症ウイルスは検出されませんでした。

実施時期：令和4年5月中旬から10月中旬まで

実施回数：山下公園、臨港パーク 他3か所 月2回×6か月、 合計12回

各区所管公園16か所、シンボルタワー 月2回×5か月 合計10回

調査地点数：市内公園等22か所

(CDC ライトトラップ法：22か所（22定点）、延べ230ポイント

人おとり法：1か所（3定点）

表6 蚊の生息状況調査結果（CDC ライトトラップ法）（平成30年度～令和4年度）

調査年度	調査期間	調査地点	調査期間	捕獲蚊		デングウイルス等※
				種類	全捕獲数	
30年度	5～10月	25	22週	5属10種	10,284	全て不検出
令和元年度	5～10月	26	22週	7属11種	11,142	
令和2年度	5～10月	8	12週	4属7種	2,821	
令和3年度	5～10月	24	22週	7属12種	8,404	
令和4年度	5～10月	22	22週	7属12種	8,134	

※フラビウイルス属(デングウイルス、ジカウイルス、ウエストナイルウイルス、日本脳炎ウイルス)及びチクングニアウイルス

## 蚊の生息状況調査方法について

蚊のサーベイランス事業では、2つの調査方法により、蚊成虫の生息状況を調査しました。「CDC ライトトラップ法」は全ての調査地点で実施し、「人おとり法」は山下公園で実施しました。



CDC ライトトラップ法

- ・装置を夕方から翌日午前中まで設置
- ・その地点にいる蚊の種類相の調査に適している



人おとり法

- ・調査者が捕虫網を足元で8分間振り蚊を採取する方法
- ・短時間で調査が可能
- ・昼間に活動するヒトスジシマカ等の調査に適している

### (3) 蚊媒介感染症発生時対応訓練

デング熱やジカウイルス感染症等の蚊媒介感染症の市内感染症例が発生した場合、推定感染地等の蚊の生息状況を把握することにより感染拡大リスクを判断し、リスクに応じた対策を迅速に講じる必要があります。

そのため、市内で蚊媒介感染症発生したことを想定した机上訓練を実施するとともに、国立感染症研究所が推奨する蚊の生息調査法である人おとり法（8分間スイーピング法）の手技や蚊の種類同定方法の知識を身に付けることを目的とした職員向けの実地訓練を行いました。

## IV 監視指導業務

### 1 営業関係施設

環境衛生営業施設の立入検査を実施し、施設の衛生管理状況等の確認を行いました（表7）。管理の不備があった場合は、改善を指導するとともに改善状況の確認を行いました。

令和4年度は、新型コロナウイルス感染症流行状況を踏まえ、立入調査と郵送による啓発指導を併用しました。なお、監視指導実施時には、新型コロナウイルス感染症拡大防止のための換気や消毒に関するチラシを配布しました。

表7 環境衛生営業施設の監視指導件数

業種	対象施設数	監視施設数（延べ件数）
旅館・ホテル	400	157
興行場	94	22
公衆浴場	291	170
理容所	1,610	161
美容所	4,783	303
クリーニング所	1,518	188
化製場・死亡獣畜取扱場	2	0
家畜及び家禽舎	214	64
産あい物処理業	1	0
温泉利用許可施設	57	66
プール・海水浴場	150	47
合計	9,120	1,178



公衆浴場



興行場

## 2 特定建築物・建築物登録業の監視指導

多くの人を利用する大規模なオフィスビルやショッピングセンターなどのうち、建築物衛生法※により衛生的な環境を保つための管理が義務付けられている施設(特定建築物)を対象に、立入検査を実施しました(表8)。また、清掃や空気環境測定等の維持管理を行う専門の事業者(建築物登録業)の事業所に立入検査を行いました。

※ 建築物における衛生的環境の確保に関する法律

表8 特定建築物・建築物登録業の監視指導件数(令和5年3月末)

	対象施設数	監視施設数 (延べ施設数)	監視結果(主な不適事項)
特定建築物	1,466	209	<ul style="list-style-type: none"> <li>空気環境測定結果(相対湿度・温度等)が基準を満たしていない</li> <li>加湿装置及び排水受けの点検・清掃が十分でない</li> </ul>
建築物登録業	448	105	<ul style="list-style-type: none"> <li>業務に使用する機械器具の台帳が整備されていない</li> <li>従事者の研修が適正に実施されていない</li> </ul>

### 特定建築物とは？

特定建築物とは、多数の方が利用する建築物のうち、建築物衛生法で定める床面積以上※の大きさの、百貨店・オフィスビル・図書館等の大規模な施設のことです。

※ 興行場、百貨店、店舗、事務所、学校などの用途に用いられる部分が3,000m<sup>2</sup>以上(第1条学校等(\*)では8,000m<sup>2</sup>以上)

(\*:第1条学校等とは、学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校又は就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号)第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園のことをいいます。)



### 建築物登録業とは？



建築物登録業とは、建築物の環境衛生上の維持管理(清掃、空気環境測定、排水管清掃など)を行う事業者のうち、従事者の資格や使用機器等、建築物衛生法で定める一定の要件を満たしており、横浜市長の登録を受けている事業者をいいます。

### 3 専用水道・簡易給水水道の衛生対策、受水槽施設に対する指導

専用水道とは、地下水や水道水を利用した大規模なマンションやビルに給水する水道施設のことです。また、簡易給水水道とは、地下水を利用する水道施設のうち専用水道以外の施設のことです。近年、専用水道や簡易給水水道を設置する施設の種類も商業施設や社会福祉施設、スポーツ施設など多様化しています。専用水道及び簡易給水水道の日常的な維持管理や定期的水質検査が適切に行われているかを確認することで、水質悪化による健康被害を防止するため、立入検査を実施しました（表9）。

なお、令和4年度は、新型コロナウイルス感染症流行状況を踏まえ、水道施設への立入検査業務を縮小しました。

また、受水槽とは、マンションや事務所ビルに設置されている飲料水を貯めておくタンクのことです。維持管理を怠ると、飲料水が汚染され、健康被害を招く恐れがあるため、法律や条例で定期的な清掃や管理状況検査の受検などが義務付けられています。

受水槽が設置されている水道施設は、受水槽の有効容量（貯められる水の量）や設置形態などによって分類され、それぞれ管理基準が定められています（表10）。

表9 専用水道及び簡易給水水道の監視指導件数

	対象施設数	監視施設数（延べ施設数）
専用水道	134	30
簡易給水水道	7	2

表10 受水槽が設置されている水道施設の種類及び管理基準

種別	受水槽の有効容量及び設置形態等 (設置件数：令和5年3月末現在)	必要な管理	
		受水槽の清掃	管理状況検査等
簡易専用水道	10m <sup>3</sup> 超（6,057件）	毎年1回以上定期に実施すること	管理状況検査を毎年1回以上定期に受検すること
小規模受水槽水道	8m <sup>3</sup> 超（848件）		自己点検を実施すること
	8m <sup>3</sup> 以下（地下式：317件）		
	8m <sup>3</sup> 以下（床上式・ビルピット式：5,528件）		



### (1) 管理状況検査の受検指導

管理状況検査の受検義務があるにもかかわらず受検していない受水槽の設置者に対して、管理状況検査を受検するよう指導を行いました（表 11）。令和 4 年度の受水槽種別ごとの受検施設数及び受検率は表 12 のとおりでした。

表 11 管理状況検査の受検指導実施状況

種別		指導対象施設数 (令和 3 年度 未受検施設) (A)	受検 施設数 (B)	廃止等 施設数 (C)	未受検 施設数 (A) - (B) - (C)	受検率 (%) (B / (A - C))
簡易専用水道		374	130	24	220	37.1
小規模 受水槽 水道	有効容量 8m <sup>3</sup> 超	93	31	12	50	38.3
	有効容量 8m <sup>3</sup> 以下 (地下式)	106	14	7	85	14.1

表 12 管理状況検査の受検施設数及び受検率（令和 5 年 3 月末現在）

種別		施設数※	受検 施設数	受検率 (%)
簡易専用水道		6,057	5,677	93.7
小規模 受水槽 水道	有効容量 8m <sup>3</sup> 超	848	750	88.4
	有効容量 8m <sup>3</sup> 以下 (地下式)	317	200	63.1
簡易給水水道		7	7	100

※受検義務のある施設

### (2) 受水槽施設への立入検査

管理状況検査の結果、不適事項があった受水槽施設に立入検査を実施し、改善措置を行うよう指導しました（表 13）。また、必要に応じて直結給水方式（受水槽に飲料水を貯めず、水道管から直接給水する方式）へ切り替えるよう助言しました。

令和 4 年度の立入検査は新型コロナウイルス感染症の流行状況を踏まえ、特に健康を害する恐れのある不適事項があった受水槽施設等に限定して行いました。

表 13 受水槽施設の監視指導件数

	対象施設数	監視施設数 (延べ施設数)
簡易専用水道	6,057	421
小規模受水槽水道	6,693	108
合計	12,750	529

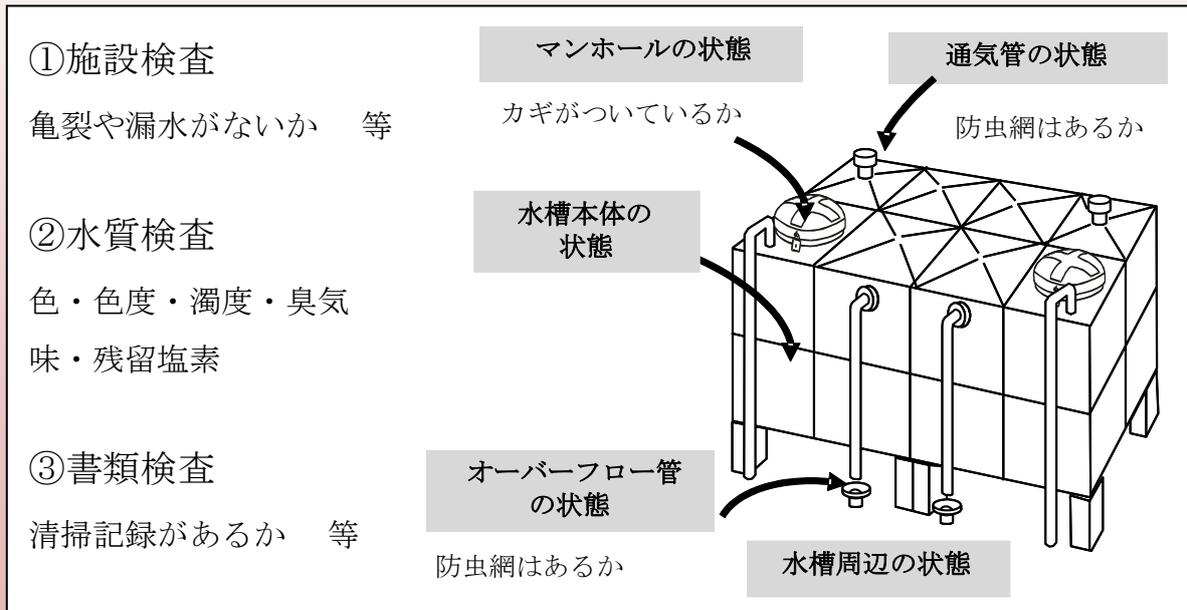
## 管理状況検査とは？

管理状況検査とは、受水槽の亀裂や漏水の有無などの水槽の状態や、ゴミが無いかなどの水槽周囲の状況、マンホールや防虫網の確認、簡易な水質検査などといった、受水槽の総合的な管理状況を確認する検査です。

検査は、専門的な知識を持つ検査員が行います。

受検義務のある受水槽の設置者の方は、毎年1回以上定期にこの検査を受けなければなりません。

### 受水槽管理状況検査の検査項目



### (3) 小規模な受水槽の設置者に対する自己点検の実施及び報告の指導

受水槽の外壁が外部からすべて点検でき、有効容量が8 m<sup>3</sup>以下のものは、専門の検査機関による管理状況検査受検の義務付けはありませんが、設置者が自ら受水槽の状態を点検し、点検結果を横浜市へ報告することが義務付けられています。このことについて、受水槽の設置者に改めて周知し、自己点検結果を報告するよう指導を行いました（表14）。

表14 小規模受水槽水道（地下式を除く8 m<sup>3</sup>以下）の自己点検結果報告状況

対象施設数	報告施設数 <sup>※</sup>
5,528	948

※自己点検の代わりに市長の指定する検査機関の検査を受けた施設を含む

#### (4) 飲料水健康危機管理対応調査

受水槽施設の水質異常を原因とする健康被害が懸念される事故の発生時に、現地調査を行い、速やかに原因を究明し適切な対策を講じるよう、施設管理者等に指導しました（表 15）。

表 15 飲料水健康危機管理対応調査件数

対応件数	事故内容
2	給水末端から茶色～黒い水 給水末端水の残留塩素不検出

#### 4 家庭用品の試買検査

「有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律」に基づき、有害物質の含有量等の基準が定められた家庭用品について、一般に流通している製品の安全性をチェックするため、試買検査を実施しました（令和 4 年 6 月から 11 月まで）。

令和 4 年度は 11 件の販売店に立ち入り、繊維製品（ベビー服、えり飾り等）50 検体、革製品 1 検体、家庭用化学製品（住宅用洗剤、家庭用エアゾル製品等）8 検体、合計 59 検体の試買検査を行った結果、基準に違反している製品はありませんでした。

#### 5 住宅宿泊事業届出住宅の監視指導

住宅の全部又は一部を活用して旅行者等に宿泊サービスを提供する、いわゆる「民泊」を営む者に対して、「住宅宿泊事業法」に基づき立入検査を実施し、届出内容及び事業の実施内容を確認しました。不備があった場合は、改善を指導するとともに改善状況の確認を行いました。

なお、新型コロナウイルス感染症が拡大している状況を鑑み、立入検査業務は縮小しました。代替として、宿泊者名簿の記載の徹底等について 9 月にメールを送付して啓発を行いました。

立入検査実施時期：令和 4 年 4 月～令和 5 年 3 月まで

立入件数：42 件

主な不適事項：宿泊日数実績報告が適切に行われていない、宿泊者名簿の記載内容が適切でない等

※横浜市内届出住宅件数：170 件（令和 5 年 3 月末現在）

## V 感染症対策業務

### 1 レジオネラ症防止対策

レジオネラ症は、レジオネラ属菌という細菌を含んだエアロゾル（微細な水しぶき）などを吸入することにより肺炎等を起こす感染症です。「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」において四類感染症に指定されており、患者を診断した医師は直ちに保健所に届け出ることが義務付けられています。人から人へは感染しませんが、特に高齢者が感染しやすく、市内でも毎年数十人の患者が発生しており、過去には死亡例も報告されています。

レジオネラ属菌は、自然環境中に広く存在している細菌ですが、浴槽や給湯設備など温水が循環・停滞する設備に入り込むと増殖しやすいため、これらの設備の衛生管理を適切に行い、レジオネラ属菌の増殖を防ぐことが重要です。

#### (1) レジオネラ症患者発生時の対応

令和4年度は市内医療機関から49件のレジオネラ症患者の発生届出があり（表16）、また、他自治体からレジオネラ症患者発生に伴う調査依頼が4件ありました。

発生届出のあったレジオネラ症患者は高齢者が多い傾向があり、特に年齢層では70代が多く、性別では男性が多く見られました（図1）。患者発生時対応として、感染原因究明、感染拡大防止のため、感染症担当部署と連携して患者行動履歴の調査、患者利用施設の調査を行いました。

患者が使用した入浴設備など、感染源の疑いがある設備を対象にレジオネラ属菌の検査を行い（表17）、浴槽水等からレジオネラ属菌が検出された場合は、設備の清掃・消毒の実施や管理計画の改善を指導助言しました。

表16 レジオネラ症患者発生届出件数

平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
42	55	40	38	49

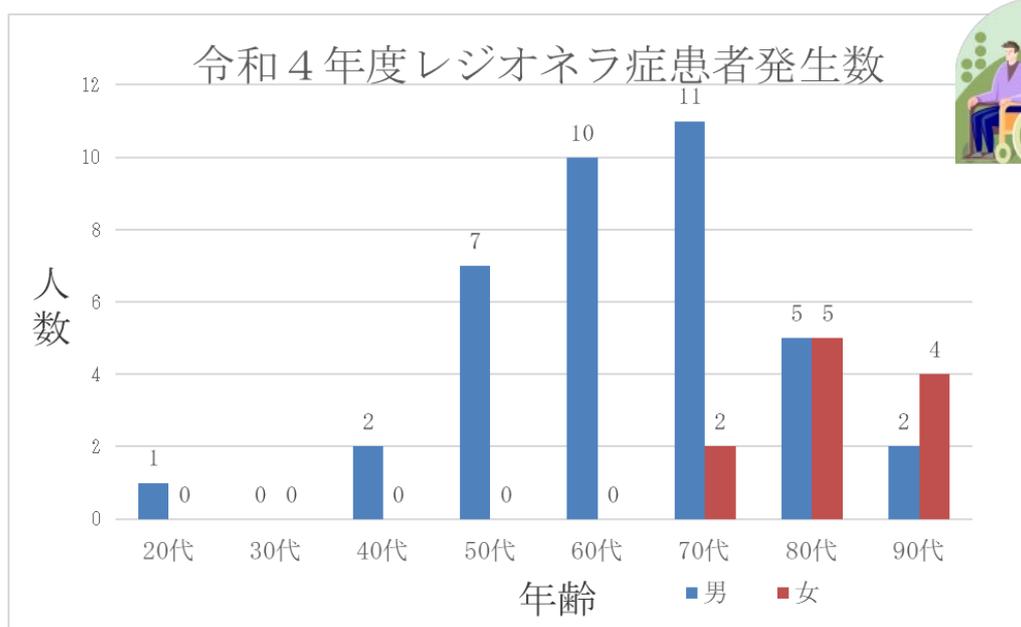


図1 性別・年代別レジオネラ症患者数（令和4年度）

表 17 レジオネラ属菌検査件数（延べ施設数）

	検査施設数	レジオネラ属菌 検出施設数
自宅	16	1
公衆浴場	1	1
社会福祉施設	8	1
その他	5	0
合計	30	3

(2) 社会福祉施設等へのレジオネラ症防止対策

詳細は、「Ⅲ 重点取組事項」の「1 公衆浴場法施行条例等改正の周知啓発指導 p.3～5）」をご覧ください。

(3) レジオネラ症に関する市民の皆様への周知・啓発

ア 家庭向けパンフレットの配布

家庭におけるレジオネラ症対策についてのパンフレットを各区生活衛生課の窓口で配布しました。また、パンフレットをホームページに掲載し、広く周知・啓発を行いました。

イ 施設管理者向けパンフレットの配布

設備管理上のレジオネラ症防止対策のポイントについてまとめたパンフレットを施設管理者へ配布しました。



周知・啓発用パンフレット（左：家庭向け 右：施設管理者向け）

2 蚊媒介感染症対策

詳細は、「Ⅲ 重点取組事項」の「3 蚊媒介感染症対策 (p.7～8)」をご覧ください。

## VI 環境衛生関係の相談対応や啓発

### 1 生活環境に関する相談

シックハウス症候群<sup>※</sup>やダニ、カビ、結露など住まいに関する市民の皆様からの相談に対応しました（表 18）。

また、区役所の両親教室等で住まいの衛生に関する講習会を実施しました（18 回実施、受講 238 人）。

新型コロナウイルス感染症の影響により、例年に比べて講習会実施回数や規模が縮小されています。

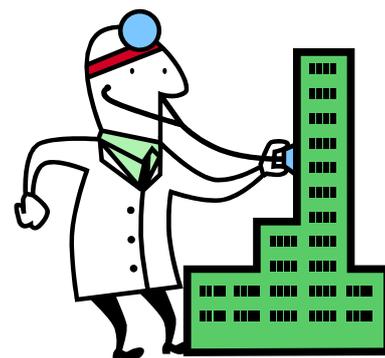


表 18 住まいの衛生に関する相談件数

相談内容	相談件数
シックハウス症候群 (ホルムアルデヒドなど揮発性有機化合物)	7
ダニ・ダニアレルゲン	7
結露・カビ	6
その他	61
合計	81

※ 新築・改築後に建材等から発生する化学物質により、居住者が様々な体調不良を起こすこと

### 2 ねずみ・昆虫等の相談

スズメバチやねずみ、その他の衛生害虫について、市民の皆様からの相談に対応しました（表 19）。

中でも、ハチの巣に関する相談が最も多く、令和 4 年度は 4,036 件の相談が寄せられました。相談に対応するため、「横浜市スズメバチ等対策実施要領」に基づき、自主駆除を希望される場合の防護服や駆除機材の貸出や適切な駆除方法の助言を行いました。



スズメバチ

表 19 ねずみ・昆虫等に関する相談件数

相談内容	相談件数
スズメバチ	1,757
アシナガバチ	1,791
ミツバチ	126
その他ハチ	362
ねずみ	2,407
トコジラミ	225
その他衛生害虫等	1,608
合計	8,276

## VII 自主衛生管理の推進

環境衛生関係施設の衛生状態を維持するには、構造設備基準及び衛生措置基準の遵守や社会情勢等にあわせた衛生管理が必要であるため、衛生意識の向上を図るとともに自主衛生管理を推進しました。

また、衛生管理状態が良好で環境衛生の向上に特に功労のあった31施設を表彰しました。



## VIII 調査・啓発事業

### 1 温泉実態調査

神奈川県からの依頼に基づき、温泉法に基づく許可を受けている市内の源泉（43か所）及び温泉利用施設（41施設）について、実態を把握するため、温泉の利用量（揚湯量）及び利用状況の調査を行いました（令和4年4月から令和5年3月まで）。

### 2 海水浴場の水質等実態調査

神奈川県からの依頼に基づき、金沢区の「海の公園海水浴場」の水質調査を実施しました（令和4年5月及び7月）。

### 3 ドライクリーニング溶剤の使用状況に関する調査

厚生労働省からの依頼に基づき、ドライクリーニング溶剤を用いて洗濯を行う市内のクリーニング所346施設を対象に、溶剤の使用状況や管理の実態調査を実施しました（令和4年7月から10月まで）。

## IX 今後の取組について

横浜市保健所では、理・美容所、ホテル、公衆浴場等の環境営業施設や特定建築物、受水槽施設の衛生管理指導の実施、レジオネラ症や蚊媒介感染症の発生・拡大防止に向けた指導啓発、衛生害虫発生防止のための相談対応等を通じて、市民の皆様の安心・安全確保に取り組んでいます。

特に令和5年5月に新型コロナウイルス感染症の感染症法\*上の位置付けが5類に移行し、今後、市民の皆様の行動が活発になるとともに、訪日外国人観光客の増加等も予想されます。そのため、外国からの輸入感染症例の多い蚊媒介感染症に関する市民の皆様に向けた啓発、サーベイランス調査や患者発生時の調査を通じて蚊媒介感染症の感染拡大防止を図って行きます。

また、市民生活に密着した営業である公衆浴場やホテルの浴場設備におけるレジオネラ症防止対策など、施設が適切に管理されるよう、立入検査や維持管理指導にも引き続き取り組んで参ります。

※感染症法の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律





令和4年度 横浜市環境衛生業務実施結果

---

編集・発行

横浜市医療局生活衛生課

発行年月

令和5年8月

TEL : 045-671-2456 FAX : 045-641-6074

メールアドレス : [ir-seikatsueisei@city.yokohama.jp](mailto:ir-seikatsueisei@city.yokohama.jp)

---